

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月19日(火) 14:30~15:05

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	知念	雄二	
	2番	西江	正	
	3番	知念	正和	
	5番	知念	順司	
	6番	大城	進	
	7番	大城	貴子	
	8番	東江	良和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員 なし。

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 工事完了報告について
- 第6 議案第4号 非農地証明について
- 第7 議案第5号 下限面積の設定について
- 第8 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹
主事 崎濱 秀太

平成 29 年 第 13 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 29 年第 13 回伊江村農業委員会総会を開会します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局よりご報告致します。
委員総数 9 名中、9 名の全委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち 9 名出席しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。
それでは議事に入ります。

日程の第 1、「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。委員に 6 番大城進委員、7 番大城貴子委員を指名致します。

日程の第 2、「会期の決定の件」を議題と致します。
本総会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。本案について事務局に説明を願います。

局長 ご説明致します。議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。この案件は村長から農業委員会への意見聴取ということで上がっております。

No.1 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 23,923 m²。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 1,052 m²。坪にしますと 318 坪。所有権移転 売買での案件となっております、坪当り価格 2,000 円となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし。進行をお願いします。

議長 はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なし。と認めます。本案は原案の通り決定いたしました。

日程の第4。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請について」。上記の件について下記の通り申請されていますので、可否の決定を求めます。

No.1 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は23,923㎡。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積5,289㎡。坪にしますと1,599坪。所有権移転 贈与での案件となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なし。と認めます。本案は原案の通り決定いたしました。

日程の第5、議案第3号。「工事完了報告について」を議題と致します。本案について、事務局に説明を求めます。

局長 ご説明致します。議案第3号。「工事完了報告について」。上記の件について、下記の通り進達したいので、可否の意見を求めます。

No.1 転用事業者、●さん。申請地は●、登記地目、畑。現況地目、宅地。地積367.96㎡。転用面積同じく367.96㎡。転用目的、一般住宅。許可年月日及び許可指令番号ですが農地法第5条許可、●付、●号となっております。尚、「事業計画通り工事完了しており、現況宅地と認められる」。との意見で県へ進達したいのですが、皆様のご審議方、宜しく申し上げます。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし。進行をお願いします。

はい。これで質疑を終わります。
お諮り致します。本案は原案の通り決定する事にご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。

日程の第6、議案第4号「非農地証明について」を議題と致します。本案について、事務局に説明を求めます。

局長 ご説明致します。議案第4号「非農地証明について」。上記の件について下記の通り申請されていますので、可否の意見を求めます。

No.1 申請人●さん。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、原野。面積606㎡。土地の所有者●さん。尚、申述書が提出されていますので、読み上げたいと思います。

「願出のある土地につきましては、登記簿上、畑。となっておりますが、全体的に砂地で、北側の道路側が岩盤となっております。また西側の建物の影響で午後は陰となる事から、農用地としては不適當な土地となっております。よって今回、非農地証明としての証明をお願いします」との旨、内容での申述書が併せて提出されております。以上審議方、宜しく申し上げます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 はい。休憩致します。(14:40~14:44)

議長 休憩の中に色々お話がありましたけども、その件につきましては事務局、皆さんに報告してください。

局長 はい。議案第4号、この非農地証明についてはですね、休憩中でもいろいろ皆さんからの意見とかありました。結論から申し上げますと、これまでこういった案件につきましては農業委員会としての姿勢、考え方というのは一旦、原状回復した上でまた、申し出があった際については、その申出の内容での証明を発行すると。今回でいえば「非農地である」という証明をお願いします。ということなんですけど、原状回復したから再度それを全委員で確認した上で非農地証明をその後発行するという。そしてまた村長部局との連携をして、行政指導しながら、原状回復するようにやっていき

たいな。ということでございますので、議案第4号の非農地証明については、保留。ということで宜しいでしょうか。

議長 事務局からもあった様に、この案件につきましては「保留」ということで、いきたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

異議なしと認めます。本案は「保留」ということで決定しました。

日程の第7、議案第5号「下限面積の設定について」を議題と致します。本案について、事務局に説明を求めます。

局長 ご説明致します。議案第5号「下限面積の設定について」。上記の件について、平成30年の農地の下限面積を下記の通り設定したいので、可否の決定を求めます。

記。

方針と致しまして、「現行の下限面積50アールの変更は行わない」。その理由と致しましては「平成29年度農地利用状況調査の結果、村内の耕作放棄率は1%未満と低い状況であるため」であります。そして、皆さんにお配りした資料ですね、「農地法関係事務処理の手引き」ということで、こちら沖縄県の農政経済課というところから、今回5年振りに改訂版が農業委員会事務局の方へ各市町村の農業委員会へ配布されております。この中でですね、コピーしたんですけど第4章で「下限面積」。下限面積というのはですね、50アール。これは農林水産省の方からですね、概要の方に書いてあるんですけど、「北海道を除く都府県では、50アールを下限面積として設定したほうが良い」という形になっているんですけど、地域の実情とか、例えば、50アールはちょっと大き過ぎるよ、と。都市部の農業委員会ですと50アール、1,500坪の畑をもつような所ではなく、小さい面積の施設栽培でやる地域地域での農業のカラーを踏まえた上だったら、「別段の面積」という形で、必ずしも50アールという設定とかじゃなくて、もっと低く設定してもいいよ。という但し書があるんですけど基本、50アールを遵守してやって下さいな。というのが県の考えであります。そして、②のですね「農業委員会総会での審議等」ということで書かれているんですけど、括弧書きの注のところに、「下限面積の変更が無い場合でも、総会での審議及び結果の公表は必要である」と。50アールをそのまま引き続き継続して伊江村農業委員会としてやる。としたとしても、年1回の総会で審議をしなければならない。ということもありまして、今回の総会に上げました。もし、50アールをそのままいく。というのであれば、平成30年の第1回総会から、50アール、1,500坪の農地を持っている事を条件に、3条の贈与とか、賃貸借、売買、に今まで通りできるのかなと思っています。必ずしも、実状は「1,500坪はちょっと大き過ぎるよ」と。

ハードル高いから40に下げてもいいよ。というのであれば「別段の面積」という形で、伊江村農業委員会はやる。というのは全然問題ないので、審議方、宜しくお願いします。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 9番、休憩をお願いします。

議長 はい、休憩いたします。 (14:50~14:59)

はい、進行します。これで質疑を終わります。
お諮り致します。本案は原案の通り決定する事にご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。

日程の第8、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 ご説明致します。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について、下記の通り申請されていますので、可否の意見を求めます。

No.1申請人●さん。譲渡人●さん。申請地は●。登記、現況地目共に畑。地積577㎡。うち転用面積同じく577㎡。転用目的、農家住宅。所有権移転 売買での案件となっております。坪にしますと174坪。坪当りの価格は10,000となっております。もう一枚の意見書の方を宜しくお願いします。

「農地法第5条第1項の許可申請に係る意見書」でございます。農地法第5条の許可権者は県知事となっております。県へ進達する際にはですね、この農業委員会の意見書を添付しますので、そのなかから意見決定の丘段の部分について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された区域の第1種農地となっている。本事業計画については、他の地域に代替地を検討したが見付からず、また、地域の農業振興の観点から当該集落の土地利用に支障がないことから適当と認める」という意見決定の理由を添えて県へ進達したいのですが、皆様のご審議の程を宜しくお願い致します。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし、進行お願いします。

議長 はい、これで質疑を終わります。
お諮り致します。本案は原案の通り決定する事にご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
平成 29 年第 13 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15 : 05

署 名

会 長 玉城 増生 印

6 番 大城 進 印

7 番 大城 貴子 印